

農事組合法人の設立や解散には、 県への届け出が必要です。

●農事組合法人の設立、解散などについては、農業協同組合法（以下「農協法」という。）の規定により、県への届け出が義務づけられています。（「地区」が県の区域を超える農事組合法人は国への届け出となります。）

○成立届の提出期限・・・成立の日から2週間以内

農協法第72条の3第4項で「農事組合法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。」とされています。

<注 意 事 項>

県では、新たに成立した農事組合法人の届け出を受け、農事組合法人の内容が農協法に沿ったものとなっているかについて、主に以下の点で確認を行っています。

- ①組合員は農民であることが要件とされており、組合員資格が適正なものとなっているか。（農協法第72条の13）
- ②役員（理事）となられた方が、農事組合法人の組合員資格を有している（農民である）か。（農協法第72条の13第1項及び第72条の17第4項）
- ③定款に記載された事業は、農協法で定められた事業の範囲内となっているか。（農協法第72条の10）

上記の確認を行うため、成立の届け出の際に、定款、組合員及び役員の名簿、設立総会議事録、発起人及び理事全員が農民であることを証する書類（耕作証明等）などの提出をお願いしています。

提出された内容について改善が必要な場合は、定款の変更や事業内容の変更などを行っていただくこととなります。このため、できるだけ設立の前にご相談ください。

○解散届の提出期限・・・解散の日から2週間以内

農協法第72条の3第2項で「農事組合法人は、（中略）解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。」とされています。

解散した農事組合法人は、県へ「解散届」とその付属資料として①登記事項証明書、②解散の理由書、③（解散することを決議した）総会の議事録の謄本、④解散時の財産目録及び貸借対照表の提出が必要になります。

また、清算終了した際には、清算終了の届け出が必要になります。

○その他の届け出の提出期限

定款変更（農協法第72条の29第2項）・・・定款変更の日から2週間以内

合併（農協法第72条の35第3項）・・・合併の日から2週間以内

組織変更（農協法第73条の10）・・・「遅滞なく」

※組織変更とは、出資農事組合法人が、その組織を変更し、株式会社になることです。

（農協法第73条の2）

<各届出に必要な添付資料>

	必要な届出	提出期限	添付資料
設 立	成立届	成立の日から2週間以内	①登記事項証明書、②定款、③組合員及び役員の名簿、④設立総会議事録、⑤事業計画書（設立時の貸借対照表及び収支計画書を含む）、⑥発起人及び理事全員が農民であることを証する書類（耕作証明書等）
定款変更	定款変更届	定款変更の日から2週間以内	①変更理由書、②新旧条文の対照表、③総会議事録謄本
合 併	合併届	合併の日から2週間以内	（合併の方法により添付資料が異なりますので事前にご相談ください。）
組織変更	組織変更届	遅滞なく	①組織変更後の登記事項証明書、②総会議事録謄本
解 散	解散届	解散の日から2週間以内	①登記事項証明書、②解散の理由書、③総会の議事録謄本、④財産目録、⑤貸借対照表
清算終了	清算終了届	（速やかに提出してください）	決算報告書

各届け出様式については、熊本県規則の農業協同組合法施行細則（昭和31年規則第26号）に定められています。

ご不明な点については、熊本県農林水産部団体支援課農林団体指導班（県庁本館10階 TEL：096-333-2369）にご相談ください。